



鳥取県公報

令和8年1月16日 (金)
号外第2号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 病院局管理規程 鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) 2

病院局管理条例規程

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年1月16日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理条例規程第1号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理条例規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
(病院の内部組織の設置)	(病院の内部組織の設置)																						
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。	第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。																						
<table border="1"> <tr> <td>鳥取県立中央病院</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>医療福祉相談センター</td></tr> <tr> <td></td><td>がん相談支援センター</td></tr> <tr> <td></td><td>入退院サポートセンター</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	鳥取県立中央病院	略		医療福祉相談センター		がん相談支援センター		入退院サポートセンター		略	略		<table border="1"> <tr> <td>鳥取県立中央病院</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td>患者支援センター</td></tr> <tr> <td></td><td>がん相談支援センター</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	鳥取県立中央病院	略		患者支援センター		がん相談支援センター		略	略	
鳥取県立中央病院	略																						
	医療福祉相談センター																						
	がん相談支援センター																						
	入退院サポートセンター																						
	略																						
略																							
鳥取県立中央病院	略																						
	患者支援センター																						
	がん相談支援センター																						
	略																						
略																							
(病院の所掌事務)	(病院の所掌事務)																						
第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。	第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。																						
<table border="1"> <tr> <td>略</td></tr> <tr> <td>看護局</td><td>1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。） 6～8 略</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>医療福祉相談センター</td><td>1～4 略 5 患者の受付に関する事務（他の所掌に属するも</td></tr> </table>	略	看護局	1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。） 6～8 略	略		医療福祉相談センター	1～4 略 5 患者の受付に関する事務（他の所掌に属するも	<table border="1"> <tr> <td>略</td></tr> <tr> <td>看護局</td><td>1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務。</td></tr> <tr> <td>略</td><td>6～8 略</td></tr> <tr> <td>患者支援センター</td><td>1～4 略 5 患者の受付及び入退院事務に関する事務。</td></tr> </table>	略	看護局	1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務。	略	6～8 略	患者支援センター	1～4 略 5 患者の受付及び入退院事務に関する事務。								
略																							
看護局	1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。） 6～8 略																						
略																							
医療福祉相談センター	1～4 略 5 患者の受付に関する事務（他の所掌に属するも																						
略																							
看護局	1～4 略 5 病棟及び分べん室の管理に関する事務。																						
略	6～8 略																						
患者支援センター	1～4 略 5 患者の受付及び入退院事務に関する事務。																						

	<p><u>のを除く。)。</u></p> <p>6～10 略</p> <p>11 <u>医療福祉相談センター</u>の管理に関すること。</p>		<p>6～10 略</p> <p>11 <u>患者支援センター</u>の管理に関すること。</p>
入退院サポートセンター	<p>1 入退院に係る病床管理に関すること。</p> <p>2 入退院に係る各種調整に関すること。</p> <p>3 入退院に係る患者支援に関すること。</p> <p>4 入退院サポートセンターの管理に関すること。</p>		
略			略
<p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるとときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、<u>医療福祉相談センター</u>、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、<u>入退院サポートセンター</u>、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>			
<p>(職制)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるとときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、<u>患者支援センター</u>、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>			

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p>

種類		適用範囲
略		
医療	略	
職給料表 (別表第2)	医療職給料表(3)	副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、センター長(<u>患者支援・地域連携センター長</u> に限る。)、副センター長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、副室長(医療安全対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略		

2~5 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア・イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長(医療福祉相談センター及び入退院サポートセンターの副センター長を除く。)の職務
6級	副局長、センター長、副センター長(医療福祉相談センター及び入退院サポートセンターの副センター長に限る。)又は副室長の職務
略	

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長	3種
課長(局総務課の課長に限る。)	
部長(薬剤部長に限る。)	
副局長(医療局の副局長を除く。)	
センター長(<u>患者支援・地域連携センター長</u> に限る。)	

種類		適用範囲
略		
医療	略	
職給料表 (別表第2)	医療職給料表(3)	副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、センター長(<u>地域連携センター長</u> に限る。)、副センター長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、副室長(医療安全対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師
略		

2~5 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア・イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長(<u>患者支援センター</u> の副センター長を除く。)の職務
6級	副局長、センター長、副センター長(<u>患者支援センター</u> の副センター長に限る。)又は副室長の職務
略	

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長	3種
課長(局総務課の課長に限る。)	
部長(薬剤部長に限る。)	
副局長(医療局の副局長を除く。)	
センター長(<u>地域連携センター長</u> に限る。)	

室長（医療情報管理室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（ <u>医療福祉相談センター</u> 、 <u>患者支援・地域連携センター</u> 、 <u>がん相談支援センター</u> 及び <u>入退院サポートセンター</u> の副センター長に限る。） 略	室長（医療情報管理室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（ <u>患者支援センター</u> 及び <u>地域連携センター</u> の副センター長に限る。） 略
---	---

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。